

令和7年度 高槻中排水分区浸水被害軽減対策基本設計業務委託

特 記 仕 様 書

高槻市 都市創造部 下水河川企画課

第1章 総 則

1-1 目 的

この仕様書は、高槻市都市創造部下水河川企画課（以下「発注者」という。）の施行する令和7年度高槻中排水区分浸水被害軽減対策基本設計業務委託（以下「業務」という。）に関する事項を定めるものとする。

1-2 履行期間

契約日 から 令和8年3月13日まで

1-3 適 用

本業務は、特記仕様書、委託契約書及び「測量、調査及び設計業務委託必携（令和6年4月 大阪府都市整備部）」並びに関係法令に基づき施行する。

1-4 仕様書の適用

業務は、仕様書に従い施行しなければならない。また、仕様書に定めのない事項については別途協議するものとする。

1-5 業務の概要

本業務は、「令和3年度 高槻中排水区全体計画変更業務委託」で設定された中期計画を「令和4年度高槻中排水区浸水被害軽減対策基本設計業務委託」（以下「前業務」という。）にて基本設計を実施しているが、詳細部の設定および関係管理者協議の実施とそれに伴う基本設計修正、当該事業の費用効果分析、土質調査及び国道171号に関連する歩道橋への影響解析をすることを目的とする。

1-6 費用の負担

業務の遂行に必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。

1-7 法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1-8 中立性の堅持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

1-9 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報保護法及び高槻市個人情報保護条例を遵守するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

1-10 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当っては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1-1-1 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って業務委託契約書に定めるもののほか、別表に定める書類を提出しなければならない。

なお、承認された事項を変更しようとする時はその都度承認を受けなければならない。

1-1-2 管理技術者及び照査技術者

- (1) 受注者は、管理技術者、照査技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））または、下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、業務の進捗を図るため十分な数の技術者を配置しなければならない。

1-1-3 成果品の検査

- (1) 受注者は、業務完了後に発注者の完了検査を受けなければならない。
- (2) 成果品の検査において訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の間違いが発見された場合は、ただちにこの修正を行わなければならない。

1-1-4 引渡し

成果品の検査合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって業務の完了とする。

1-1-5 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁との協議を必要とするとき、また、協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を延滞なく報告しなければならない。

1-1-6 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

1-1-7 参考文献等の明記

業務において文献その他の資料を引用した場合は、その文献・資料名を明記するものとする。

1-1-8 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1-1-9 内部通報に関する制度

受注者又は受注者が本仕様書に定める業務等に従事させる者は、本業務の履行に際し、本市の事務事業に関して、法令等に違反し、又は違反する恐れのある事実、若しくは不当な事実を知った場合は、「高槻市職員等からの内部通報に関する規則」に基づき、その事実を本市に通報することができる。

また受注者は契約後すみやかに、従事者に周知するものとする。

1-20 環境方針の周知

受注者は、業務に従事する者に別記「環境方針」を周知すること。また、環境への負荷の低減及び環境への配慮の推進の取組について協力するように努めること。

1-21 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または、本仕様書に定めのない事項については、発注者・受注者の協議によるものとする。

第2章 業務内容

本市の下水道整備は昭和36年に事業着手し、整備年度が最も早い高槻中2-1排水分区の管渠整備は概成しているが、他の排水区域と比較して雨水排除能力が低く、近年の集中豪雨等により度々浸水被害が発生している。

このため令和3年度において、合理式に基づく現在の整備水準に引き上げるための増補幹線のルート及び既設幹線からの分水等を設定し、全体計画及び早期に効果発現のため、中期計画を定めている。

この中期計画においては、10年確率降雨(48mm/h)降雨においても地表面に溢水しないよう設定し、「前業務」において基本設計を実施している。

本業務においては、上記の基本設計を基として、下記の詳細設定と関係管理者協議の結果を反映し基本設計を修正し、当該事業の費用効果分析の実施、国道171号に関連する歩道橋の影響解析、土質ボーリング調査を実施するものとする。

また、本業務と並行して、中期計画路線の測量を行う予定であり、この測量成果を本業務へ反映することとする。

○詳細設定事項

・発進立孔(須賀町付近)

現在設定されている位置での歩車道を利用した検討及び汚水ポンプ設定と用地の設定
上記が困難な場合の付近発進立坑の検討(現在の設定位置より南方の休耕地を想定)
吹上人孔(発進立坑)から既設管渠への接続工法の検討

・到達立坑(松原町付近)

設定されている位置は交差点に隣接しており用地も狭いため、用地内での立坑施工
再確認及び借地含めた施工の検討

・発進立坑(桃園町付近)

事前警察協議の結果を踏まえた工事車両の進入を考慮した、施工ヤードの検討

・管接合部(八丁畷交差点)

現在設定されている管接合部分の接続工法の再検討

・各立坑及び分水人孔からの維持管理方法の検討

○関係管理者協議事項(資料作成)

- ・発進立坑（須賀町）
必要用地の協議、歩車道占用協議、同施工に伴う警察協議、汚水ポンプの運用協議
- ・到達立坑（松原町付近）
借地の協議、歩車道占用協議、同施工に伴う警察協議
- ・発進立坑（桃園町付近）
同施工に伴う警察協議、施工ヤード・占用協議
- ・到達立坑（上田辺町付近）
施工ヤード・占用協議
- ・新幹線横断箇所に関する協議
- ・管接合部（八丁畷交差点）
管接合部分の接続工法の占用協議
- ・国道 171 号に関連する歩道橋の影響検討協議
- ・国道 170 号に関連する歩道橋の影響検討協議
- ・各分水人孔の施工に伴う警察協議

また、基礎資料として、下記表の通り土質ボーリング調査を 11 カ所想定しており、下記 2-2 (3) 土質ボーリング調査のとおり実施する。

	測点名	想定位置	備考
1	測点②	桃園町交差点付近	
2	測点③	松原公園北端部付近	
3	測点④	須賀町南交差点付近	
4	測点①		
5	測点⑤	北大手交差点付近	
6	測点⑥	国道 171 号線上の歩道橋 付近（桃園小学校付近）	本業務内の FEM 解析実施箇所
7	測点⑦	国道 171 号線上の歩道橋 付近（北大手東交差点付 近）	本業務内の FEM 解析実施箇所
8	測点⑧	国道 171 号線上の歩道橋 付近（八丁畷交差点付近）	本業務内の FEM 解析実施箇所
9	測点⑨	春日町交差点付近	
10	測点⑩	高槻市道中小路津之江線 上東海道新幹線高架下付 近	発注者にて別途 FEM 解析を行うため、早急に調査結 果を提出する事（提出時期については初回協議時に 協議）
11	測点⑪	高槻市道中小路津之江線 上舟橋付近	

※測点名は位置図に対応

2-1 業務範囲

高槻中排水分区：356.38ha（実験式・合流）

対象管渠 4.0km

2-2 調査

(1) 資料収集

施設・区画割平面図、流量表、幹線縦断図、既計画の調査資料、土質資料及びその他必要な資料収集及び整理

(2) 現地踏査

地域特性の把握

土地利用、排水区界、道路状況、鉄道等の近接状況、河川横断部の状況、水路状況等の把握

(3) 土質ボーリング調査

本基本設計に必要な土質ボーリング調査は、実施設計に必要な土質調査を行い、位置、削孔長、試験項目等の調査方法を提案するものとし、調査の内容に変更が生じた場合は発注者と協議の上、設計変更の対象とする。なお、一部箇所については上記表のとおりFEM解析を行う必要があるため早急に実施すること。また、各実施箇所に対しては状況に応じて、実施に必要とされる仮囲いや仮設足場、交通誘導警備員等を配置し、安全には万全を講ずること。

(4) 地下埋設物調査

台帳調査

設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等を各管理者が有する台帳と照合し確認すること。

(5) 公私道調査

道路、水路等について公私が不明確な場所については、公図及び土地台帳により調査確認をおこなうこと。

(6) 近接構造物調査

増補管の施工に際し影響が考えられる近接構造物（鉄道構造物、道路構造物等）について、管理者が有する台帳等で調査確認をおこなうこと。

2-3 設計計画

(1) 地盤を対象としたFEM解析

国道171号上に3か所存在する歩道橋に関して、直下部地盤に対してFEM解析を行い、安定性の評価を行う。

2-4 流量断面計算

増補管各点での断面の算定

2-5 整備方法の検討

(1) 増補管施工に適した管径及び発進・到達立坑の検討

「前業務」において中期計画におけるルート、管径、既設管から増補管への分水点及び分水量

等の設定に加え、施工性について概略検討を実施しているため、現地条件等に応じて詳細検討をおこなうこと。

また、発進・到達立坑等の施工ヤードについて、資機材の搬入経路や現道の切り回し方法、経済性等の検討をおこない最適な施工ヤードを決定することとし、増補管の管径や管種についても施工性や経済性を考慮して決定すること。

曲線施工や発進、到達、防護工等の補助工法について検討をおこなうこと。

(2) 増補管から既設幹線への接続及び滞留水の排水方法の検討

既設幹線の流下能力を補うために計画する増補管は、最終的には前島ポンプ場へ流下させる必要があるが、「前業務」において増補管が既設幹線に摺りつかないため、吹上人孔による接続としている。このため、晴天時における吹上人孔上流側管渠の滞留水の排水方法について検討をおこなうこと。

なお、接続位置が前島ポンプ場となる場合も同様の検討をおこなうこと。

2-6 関連管理者協議用図書作成

道路占用協議、鉄道管理者協議、警察協議、河川協議、地下埋設物協議等関係機関、庁内協議、その他関係機関との協議に必要な資料を作成すること。また、関係機関との協議の際、必要に応じて調査職員と同席すること。

2-7 詳細設計及び工事発注方式の検討

整備期間の短縮やコストの縮減を図るため、地理的特性や工法等の条件を総合的に勘案し、他自治体等の事例を踏まえる等し、今後予定している詳細設計や工事の発注方式について提案をおこなうこと。

2-8 対策施設の効果確認

中期計画及び全体計画の対策施設に対する費用効果分析のため、浸水シミュレーション、浸水被害軽減期待額の算定、B/Cの算定をおこなう。

なお、貸与するシミュレーションモデルは、現況施設に加え中期計画をモデル化しているため、全体計画での算定に向けてのモデル化は本業務にて行う。

2-9 一般事項

- (1) 受注者は、調査及び計画にあたり、都市計画との関連性、地域社会の動向、当該地域にかかる下水道の基本計画との関連性、事業の施行、施設の維持管理及び総合的效果について十分な検討を加えて行わなければならない。
- (2) 業務の実施に当たって受注者は、発注者と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打ち合わせの際に相互に確認しなければならない。
- (3) 業務着手時及び業務の重要な区切りにおいては打ち合わせを行うものとし、その結果を記録し、相互の確認をしなければならない。
- (4) 管理技術者は、主要な打ち合わせには必ず出席しなければならない。
- (5) 受注者は基本設計、影響解析、土質ボーリングの実施にあたり、それぞれに担当者を置かなければならない。

第3章 成果品

3-1 提出図書

成果品は以下のとおりとし、提出部数は2部とする。

- (1) 令和7年度 高槻中排水分区浸水被害軽減対策基本設計業務委託 報告書
 - ・報告書 A4
 - ・作成図面等 一式
- (2) その他関係図書
- (3) 打合せ議事録
- (4) 電子データ 一式

業務にて作成された成果品については、前述の提出図書のほか、電子データを収めた電子媒体（CD-R又はDVD-R等）を正副2部提出するものとする。ファイル形式等については、協議の上決定する。

第4章 準拠すべき図書

4-1 準拠すべき図書

業務の実施にあたっては、法令の定めに従い実施するほか、下記に掲げる図書等に準拠しておこなうものとする。

- (1) 北部大阪都市計画下水道事業（淀川右岸/安威川流域下水道）計画図書
- (2) 北部大阪都市計画下水道事業（淀川右岸/安威川流域関連公共下水道）計画図書
- (3) 日本工業規格（JIS）（経済産業省）
- (4) 日本下水道協会規格（JSWAS）
- (5) 下水道事業の手引き（日本水道新聞社）
- (6) 下水道計画の手引き（全国建設研修センター）
- (7) 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（国土交通省）
- (8) 下水道管路施設設計の手引（日本下水道協会）
- (9) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (10) 下水道施設耐震計算例—管路施設変—（日本下水道協会）
- (11) 下水道施設計画設計指針と解説（日本下水道協会）
- (12) 下水道マンホール安全対策の手引き（案）（日本下水道協会）
- (13) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (14) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- (15) トンネル標準示方書（シールド工法編）・同解説（土木学会）
- (16) 道路土工—仮設構造物工指針（日本道路協会）
- (17) 下水道事業コスト構造改造プログラム（国土交通省）
- (18) 下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省）
- (19) 新都市計画の手続き（都市計画協会）

4-2 上記以外の図書

上記以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ調査職員の承諾を受けなければならない。

以 上